

公益財団法人小山台教育財団 平成 27 年度事業計画

公益財団法人小山台教育財団は平成 23 年 7 月 1 日の公益財団法人への移行を契機として当財団の使命を再確認し、既存各事業の強化・拡充に努めてきた。平成 25 年度において財団設立 50 周年を迎えるに向け、将来に向けて新たな事業の在り方について検討を開始し、平成 26 年度において構想の具体化および準備を進めて平成 27 年度において新事業を実施する運びとなった。今後とも時代の変化を見据えた取組みを推進するとともに経営基盤の強化に資する諸施策を推進する。

I. 国際交流事業（公益目的事業）

青少年の国際相互理解教育を推進するため、国際交流を通じて異文化体験を行うとともに、眞に日本を理解する能力を身につけるため、語学研修派遣、交換留学の実施及び海外研修派遣助成を行う。

1. 英国語学研修派遣

英国ボーンマス市に派遣し、ホームステイをしながらキングス・カレッジで世界各国の青少年とともに語学研修を受講するプログラム。派遣時高校 1 年生はサマーバケーション・エキストラコース、高校 2 年生以上はインテンシブコースの研修を受講する。財団が指定する添乗員 1 名が同行し、財団が指名するリーダー 1 名と連携して派遣生の相談や安全確保に努める。

- (1) 派遣対象者：品川区にある都立高等学校生徒（小山台、大崎、八潮）及びその卒業生である大学生、合計 20 名（予定）。
- (2) 期間：平成 27 年 8 月中の 22 日間（予定）。

2. 英国交換留学派遣

英国ブリッドポート市における N P O 法人 Bridport Young Persons' Action Trust と連携して、英國に派遣と受入を隔年毎に行うプログラム。平成 27 年度は英國派遣の年にあたり、日本からの派遣生を英國側生徒の家庭がホームステイで受入れて英國側ファミリー及び学生との交流を行う。日本からの交換留学派遣生は現地滞在期間中、英國の政治・文化・歴史・伝統に触れるとともに現地での活動を通じて日英相互理解の促進を図る。交換留学生の引率者として財団役職員が 1 名同行し、財団が指名するリーダー 1 名と連携して留学生の相談や安全確保に努める。

- (1) 派遣対象者：品川区にある都立高等学校生徒（小山台、大崎、八潮）およびその卒業生である大学生、合計 8 名（予定）。
- (2) 期間：平成 27 年 8 月中の 22 日間（予定）。

3. ドイツ交換留学受入れ

ドイツ、ベルリンの私立カニジウスコレク・ギムナジウム校と連携して、ドイツに学生の派遣と受入を隔年毎に行うプログラム。平成 27 年度はドイツから受入れの年にあたり、カニジウス校派遣生を日本側生徒および家庭がホームステイで受入れて交流を行う。日本滞在の間、ドイツからの派遣生を日本側受入れ学生・家庭及び財団関係者が都内及び近郊を案内するとともに関西・広島旅行に同行するなどの受入れ活動を通じて日本の政治・文化・歴史・伝統についての理解を促進するとともに相互交流を推進する。

- (1) 受入対象者：ドイツ側学生 8 名および引率者 1 名（予定）。
- (2) 期間：平成 27 年 7 月～8 月中の 21 日間（予定）。

4. 台湾交換留学

台湾斗六市にある環球科技大学と連携して学生の派遣と受入を行うプログラム。毎年春に日本側学生を台湾に派遣し、同大学での実習授業等を行い文化・歴史・伝統を学ぶとともに相互交流を深める。この際、財団役職員 1 名が同行し財団が指名するリーダー 1 名と連携して派遣生の相談や安全確保に努める。台湾学生の日本側受入は先方の希望・都合により行う年と行わない年があり、平成 27 年度は受入れを予定していない。

- (1) 派遣対象者：品川区にある都立高等学校（小山台、大崎、八潮）の卒業生である大学生 8 名（予定）。
- (2) 期間：平成 28 年 3 月中の 9 日間（予定）。

5. 国際人材育成支援

平成 27 年度に開始する新事業。

(1) 当財団が主催する語学研修および交換留学の派遣経験者が在学中ないし社会人となった後も、当財団の国際交流事業への派遣経験者の参加および協力等の活動を実施することにより、国際的な視野で活躍できる人材育成の支援を行う。

(2) 派遣経験者に対して、上記（1）項の活動を企画・推進できる基盤を提供し、それらの内容について情報提供・活動への参加を促進するために、派遣経験者を主体とする会員組織を設置し、下記ア、イ、ウの活動を実施する。

ア. 会員に関する情報データベースおよび情報ツールの構築。

イ. 会員に対する国際交流事業および会員組織の活動に関する各種情報の提供。

ウ. 会員間の交流および相互支援。

○会員の対象者：語学研修派遣および交換留学派遣に参加した歴代派遣経験者および

当財団において国際交流事業を担当する役職員。

○会員の選考・決定：対象者として資格があり会員組織への参加希望があれば会員資格を付与する。

○会員組織の周知方法：派遣経験者である在校生・大学生・社会人に対して当財団からメール・書面・ソーシャルネットワークサービス等の手段により情報提供する。

6. 海外チャレンジ支援

平成28年度に新たな事業として下記に掲げる概要の制度を創設することを想定して、平成27年度中にその詳細設計を完了するとともに、平成28年度施行に向けて情報周知および募集活動を推進する。

○制度の概要：海外における留学・研修・専門的研究・インターンシップ・ボランティア・芸術・スポーツ等の活動を通じて国際的視野に立脚した教育機会ないし目的達成のための研鑽を実現することを志望する品川区にある都立高等学校（小山台、大崎、八潮）の卒業生である大学生等に対し、その費用の一部を助成する。

○制度の運用方法：

ア. 募集人数：若干名。

イ. 対象者：小山台、大崎、八潮各高等学校卒業生。

II. 奨学育英事業

1. 在品川区都立高校向け奨学育英事業（公益目的事業）

有用な人材育成に寄与し、我が国の文化と国民生活の向上に資することを目的として、品川区にある都立高等学校（小山台、大崎、八潮）に在学する、就学意欲のある有為な生徒で、経済的理由で学業が困難なものに対して、奨学金の給付を行う。

（1）一般奨学金

① 対象：高校2年生以上の生徒 合計32名（予定）。

② 給付額：4月から翌年1月まで月額1万5千円（1人、年間15万円）。

（2）臨時奨学金

① 対象：高校1年生若しくは家庭状況の急変等で緊急に援助が必要になった生徒 合計14名（予定）。

② 給付額：9月から翌年1月まで月額1万5千円（1人、年間7万5千円）。

2. 都立千歳丘高校向け奨学育英事業（相互扶助等事業）

（1）特別奨学金

① 対象：千歳丘高校生徒 合計3名（予定）。

② 給付額：9月から翌年1月まで月額2万円（1人、年間10万円）。

III. 社会教育事業（公益目的事業）

社会公共の教育及び文化の発展に寄与するため、地域住民等に対する生涯学習の推進及び文化の向上に関する事業を行う。

1. 公開文化講座

地域住民等一般聴衆を対象とした文化講座を開催する。

- (1) 募集対象：主として品川区、大田区、目黒区の住民。
- (2) 開催頻度：毎月 1～2 回程度。
- (3) 講座内容：歴史、文化、美術、伝統芸能、科学等をテーマとする講演。

2. 寺子屋小山台

企業の第一線で活躍するビジネスマンを対象として日本社会の中核を担う人材を育成するためのリーダー養成講座を開催する。

- (1) 募集対象：品川区にある都立高等学校の卒業生を中心に概ね年齢 35 歳～49 歳の方々。
- (2) 開催頻度：毎月 1 回程度。
- (3) 講座内容：政治・経済・国際関係等をテーマとする講義および討論。

3. 暮らしに役立つ講座

社会保険労務士・行政書士・税理士を講師として身近なテーマを取り上げて解説する講座を開催する。

- (1) 募集対象：品川区にある都立高等学校生徒の父兄ならびに近隣住民。
- (2) 開催回数：年間 5 回程度。
- (3) 講座内容：年金、介護、相続等の社会保険制度・行政関連諸手続および税務に関する解説。

4. 中学校のクラブ活動の支援

中学校の課外クラブに対して技術等の向上を図るための講習会を小山台高等学校の課外クラブが主催し、開催する。

- (1) 受講対象：品川区、大田区、目黒区の中学校課外クラブ部員等。
- (2) 開催頻度：随時。
- (3) 支援内容：小山台高等学校と協議して実施。

5. ランチタイムコンサート

地域住民等一般聴衆を対象としたコンサートを開催する。

- (1) 参加対象：品川区、大田区、目黒区の住民・職域を中心とする一般向け。
- (2) 開催頻度：毎月ないし隔月 1 回程度。
- (3) 内容：クラシックを中心とする演奏会。

IV. 学校教育事業（相互扶助等事業）

都立小山台高等学校の教育環境の整備を図ること並びに小山台高等学校生徒の健全な心身の育成を増進するために、小山台高等学校に対して下記プログラムの支援を行う。

- 1. 進路指導・学力向上助成
- 2. 学校行事・班活動関係助成
- 3. 学校広報関係助成

V. 会館事業（相互扶助等事業）

小山台会館は財団活動の拠点として使用しているが、地域住民等に対して会議・会合・懇親の会場として施設の貸出を通じて教育・福祉増進および文化の向上に寄与する役割りも果たしている。平成 27 年度は会館の利用を活性化するための諸施策を進めるとともに会館長期修繕計画に沿った会館建物修繕および設備更新を実施する。

- 1. 会館利用率向上に向けたアクションプランの推進
 - (1) 広報活動。
 - (2) 会館利用活性化に資する施策の検討。
- 2. 長期修繕計画にもとづく施策の推進
 - (1) 長期修繕計画に沿った個別建物補修・設備更新案件の検討。
 - (2) 必要な個所の補修・設備更新の実施。

V. 財務活動（公益目的事業および相互扶助等事業）

1. 有価証券

平成 26 年 12 月末時点保有有価証券（額面）は 64 億円（内訳：基本財産 63 億円、特定資産 1 億円）。平成 27 年度に償還期限が到来する債券の見合い運用として資産運用規程に定める基準に従い最も有利な債券の購入を実施する。

2. 寄付金

平成 27 年度の新たな取り組みとして、新事業の趣旨に賛同する方々からの寄附金募集を開始する。この機会に広く一般の方々に対して財団活動への理解・協力を求め、事業の意義をご理解いただき資金面での支援が財源の多様化として寄与し、将来にわたり定着する観点から募集活動を行う。

VI. 管理

財団の業務遂行に伴う不測の事態に備えるための全般的な見直しを行ない、引き続きガバナンスおよびリスク管理の体制および対策の強化に努める。

以上